**平成２６年（フ）第２５２号**
徳島県鳴門市撫養町林崎字南殿町39番地１　タウンハウスＢ－２号、旧住所徳島県鳴門市鳴門町高島字竹島477番地
債務者　榎並　京子
１　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで　徳島地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第８３号**
大分県別府市大字鶴見2600番地　市営鶴見住宅Ｄ棟306号
債務者　藤原　眞弓
１　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第１００号**
大分市大字里2110番地の24　リバーハイツ木崎Ｂ101
債務者　堤　　輝幸
１　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第１０９号**
大分市大字神崎404番地の23
債務者　戸田　大輔
１　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第６０号**
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目７番38号　ＭＩＮＡＴＯ11－107号室
債務者　藤　　祐多
１　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第６７号**
千葉県松戸市常盤平陣屋前１番地の４　パークハイツ陣屋前102号
債務者　立野　　薫
１　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第８６号**
千葉県松戸市南花島３丁目38番地の18　第２ビューストンハイム202号
債務者　石垣　利奈
１　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第７０号**
青森市大字油川字岡田85番地16　プラッツＡ－101
債務者　猪股　　力
１　決定年月日時　平成27年４月６日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１０５号**
神奈川県平塚市御殿３丁目17番７－504号　市営住宅
債務者　足守　義高
１　決定年月日時　平成27年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第１０６号**
神奈川県平塚市御殿３丁目17番７－504号　市営住宅
債務者　足守みよ子
１　決定年月日時　平成27年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第７０号**
神奈川県厚木市妻田西２丁目22番61号　コーポ川口202、前住所埼玉県和光市新倉１丁目29番54号　コゼット101
債務者　草野　頌子
１　決定年月日時　平成27年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第９５号**
神奈川県厚木市泉町13番１－703号
債務者　福田　雄一
１　決定年月日時　平成27年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第１０１号**
神奈川県平塚市御殿１丁目22番４号　わかばハイツ２－201、前住所神奈川県平塚市桃浜町９番１－203号
債務者　小野　明弘
１　決定年月日時　平成27年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第１１２号**
神奈川県中郡二宮町百合が丘３丁目18番１号203
債務者　濱谷　正彦
１　決定年月日時　平成27年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 独立行政法人統計センター公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条第２項及び第57条第２項の規定に基づき、次のとおり公表する。
なお、詳細については、事務所における閲覧及びホームページ（http://www.nstac.go.jp）により公表する。
平成27年４月20日　　独立行政法人統計センター　理事長　椿　　広計
１　改正規程　独立行政法人統計センター職員給与規程（統計センター規程第16号）
独立行政法人統計センター役員報酬規程（統計センター規程第17号）
独立行政法人統計センター役員退職手当支給規程（統計センター規程第18号）
２　改正年月日　平成27年３月27日